

地下駐車場照明器具のLED化工事ならびに館内避難誘導灯更新工事に関する仕様書

1. 件名 阿倍野区社会福祉協議会 照明器具のLED化工事ならびに館内避難誘導灯更新工事
2. 履行場所 大阪市阿倍野区帝塚山1丁目3番8号
阿倍野区在宅サービスセンター(阿倍野区社会福祉協議会=以下、本会と称す)
3. 工事予定日 令和4年3月31日(木)まで
作業日は、午前9時～午後5時30分の範囲内で落札後に受注者と協議の上決定する
4. 参加資格 以下のすべてを満たすこと
 - (1) 厚生労働省競争参加資格の業種名「電気」または、令和3年度大阪市入札参加資格有資格者名簿において、工事種別「電気工事」を有し、当該工事中に「1級電気工事施行管理技士」の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を工事施行中に配置できる者。もしくは、阿倍野区社会福祉協議会が管理する建屋の電気工事を施工した実績のある者
 - (2) 本件と同等工事实績(履行完了)を有する者
 - (3) 建設業法による営業停止期間中でないこと
 - (4) 大阪市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと
 - (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと
 - (6) 租税に滞納がないこと
 - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定を受けた者を除く)でないこと
 - (8) 大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団員および暴力団と密接な関係を有するものでないこと
5. 対象機器 改修の対象となる機器については、別紙一覧表参照
対象となる照明器具は、29台ですが、実際に更新する器具は、別紙図面のとおり、7割の照明器具(計21台)をLED化します。
未更新器具はランプを撤去し、残った配線がむきだしにならないよう、適切な処理をしてください。
6. 現地調査日 必要ならば、事前に希望する日程を担当者までご連絡ください

7. 業務の概要等

- (1) 作業に必要な部材については、受注者の責任で手配すること。また、その手配に必要な経費や交通費等は受注者にて負担すること
- (2) 作業に必要な申請手続きがある場合は、受注者が行うこと
- (3) 作業の安全管理は、受注者の責任で行い、本会はその責を負わない。受注者は作業の安全に関する責任者を選定し、関係法令に従って安全管理を行うこと
- (4) 作業を行う際には、資材等の搬出入の対象となる出入口、玄関、廊下、通路、エレベーターホール、エレベーター籠内、作業床、その他の出隅等破損の恐れがある場所、什器については養生を行うものとする。養生に使用する資材、養生の範囲等の仕様については、本会の管理担当責任者と十分協議し、了解を得ること
- (5) 工事施工に伴う発生物の収集、運搬、処分については本工事に含まれる。「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等に基づき適切に搬送処分し、不法投棄等で第三者に損害を与えるような行為のないように、また産業廃棄物報告書(マニフェストの写し)等を提出すること
- (6) 万一作業中に本会の所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やかに本会の管理担当責任者に報告のうえ、受注者の責任で原状回復を行うこと
- (7) すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片づけ及び清掃を行うこと
- (8) 受注者は作業完了に関する内容(実施日、実施者名簿、機器名ならびに施行写真、産業廃棄物管理票)を書面により提出すること

8. 照明設備

(1) ア 構造等

- ① LED灯一体形、LEDモジュールの寿命は40,000時間以上とし、光源の設定高速維持率は85%とする。LED制御装置は内蔵とする。日本電球工業規格JIS8159-1を準拠し(JEL801:2010)適合品とする
- ② LEDの光源により、不快感(グレア、フリッカー等)を与えないものであること。サージ電圧に対する保護回路を有しているか、また対策が施されていること

イ 性能等

- ① 演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明器具と同等を基本とする
- ② 定格寿命は40,000時間以上のものとする(初期照度より70%まで減衰で寿命とする)
- ③ 作動保証温度範囲は、5℃から35℃を満たす範囲とすること

ウ その他

- ① LED照明機器のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと

- ② 電源について分離型の場合は、電気用品安全法におけるPSEマークを取得していること
- ③ 導入施設内で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、本会与協議の上で対応を図ること
- ④ LED照明器具は、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入しているものとし、不具合の際に迅速に対応できるようなものとする
- ⑤ LED照明機器（誘導灯等24時間点灯の照明を除く）のメーカー保証期間は3年間とする
- ⑥ 地下1階壁付け照明スイッチの不具合がある場合は機能回復および動作確認すること

（2）導入する施設の既存設備・図面等

本会に備える図面等を参考とし、図面と相違があった場合は現況を優先する
なお、本会は図面と相違があっても何ら責任を負わない

（3）設備導入工事

設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄・配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。

既存設備を取り外した後、新規照明器具を設置しない箇所については、既存の配線がむき出しで放置とならないよう、適切な処置を講じること

その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は、民間（七会）連合協定工事請負工事契約約款の内容によるものとする